

金沢大学名誉教授  
柴田正良

道徳的行為者のロボットの構築による  
＜道徳の起源と未来＞に関する学際的探究」（基盤研究(A) 19H00524)

2023年度第3回科研費研究会  
於:JAIST 金沢駅前オフィス

2024年2月10日

以下の内容は、当日の参加者の皆さんとの議論によって、当日の発表に加筆修正を加えたものである。参加者の皆さんに、改めて感謝申しあげたい。

章立て：

1. 物理的、というより生物的存在者にいかにして価値描写が生まれたのか？
2. 宗教
3. 美
4. 道徳
  - (1)自由至上主義の3つの骨格
  - (2)多様な存在者たち
5. マインド・コントロールと、教育による刷り込み
6. 価値描写の継承と不断の選択・更新

### 3. 美

美については、反実在論の立場からすでに何回か論じているので、今回、論ずべきことはそう多くはない。本稿では、とくに感覚知覚機能（及び幻覚機能）の生物学的相対性と、多数派主義による権威づけの、2つだけにテーマを絞って論じよう。

まず、感覚知覚機能（及び幻覚機能）の生物学的相対性を考えてみよう。

今、何かの絵画が眼の前にあるとしよう。それは、ボッティチェリの「ビーナスの誕生」でもいいし、パウル・クレーの「征服者」でもいい。あるいは今、あなたの耳にバッハの「無伴奏チェロ組曲」か、キース・ジャレットの「ケルン・コンサート」か何かがかかっているとしよう。もしこれらに「美しさ」を感じたとしても、反実在論によれば、それは、それらの芸術作品それぞれの内在的性質ではないし、ましてやそれらに共通する＜美しさそのもの＞という普遍的性質でもない。物理描写において描かれる物理記述は、それぞれの絵画においてキャンバスや厚紙や絵の具の物理的状态や物理的性質を描きはしても、＜その絵固有の美しさ＞や＜美しさそのもの＞などというものを描きは

しない。そんなものは物理的に存在しないからだ。同様に、チェロやピアノが楽曲を奏でていても、物理描写において、楽器や空気振動の物理記述に加えて、＜その曲固有の美しさ＞や＜美しさそのもの＞の物理記述が存在するわけではない。物理描写に何か違いが生じてくるとすれば、それは、これらの芸術作品が体験されているときの、知覚者の脳活動の状態においてである。体験者の脳においては、視覚や聴覚を含む認知機能を統括する脳活動の生理学的・神経学的な記述が与えられるであろう。しかし、もちろんそこにも、＜その曲固有の美しさ＞や＜美しさそのもの＞の生理学的・神経学的な記述が存在するわけではない。

もちろん、反実在論は、芸術作品の知覚者に「美しい」という体験が実際に生じていることを否定するものではなく。しかし、この体験は、はなはだしく主観相対的、つまり有り体に言えば、体験者によって「バラバラ」である。例えば、ほぼ同じ知覚描写を共有していると想定される2人の人が、同じ絵画の知覚記述に一人は「美しい」という価値記述を重ね合わせるのに対して、他方の人はそのような価値記述をまったく重ね合わせない、ということがありうる。したがって、もちろん、視覚や聴覚に障害のある人にとっては、「美しい」という価値記述を重ねるべき知覚記述があまりに粗いために、あるいは一部が欠けているために、そのような価値記述が生まれない、ということもあるだろう。逆に、すべてを顕微鏡なみの倍率でしか見ることのできないような、異様に精細な知覚描写の持ち主にとっても、絵の美しさとは無縁かもしれない。人によっても、感覚知覚の可能なレンジは大きく異なりうる。したがって、人間どうしの間でさえも、「美しい」という経験が感覚知覚の働きから生ずるのであれば、その不安定さは当然の帰結である。しかも、「美しい」とか、「きれいだ」とか、「それほどきれいでもない」と主張する人々の間で、言語表現は一致していても、感覚知覚の内容、つまり脳状態は正確には一致していないかもしれない。この問題は、多数派主義におけるノミナリズム（唯名論）の箇所でも少し論じよう。

卑近な例で恐縮極まりないが、わが家の2匹の猫は、家にあるシャガールの絵にも芹沢銈介の暖簾にもまったく無頓着である。モーツァルトやベートーベンを聞かせても、目立った反応は何もない。彼らは「美しい」という価値記述を持ってない点で、人間より劣っているのだろうか？ それどころか、この猫たちがクラシック音楽には激しい嫌悪を示し、曲が始まると家中を暴れ回って、泣き叫ぶは、その果てには嘔吐をするは、という場合を想像してみてもいい。明らかに、こうした名曲は、彼らにとって「美しい」どころか「嫌なもの」として経験されているように見えるが、そうした反応は人間の場合でもあるかもしれない。その人々は、世に言う名曲や名画に接すると「吐き気を催す」と訴え、実際に「排泄物」や「汚物」に対するのと同じ強い不快感をあらわにする。この人たちも、一風変わってはいるが立派な（人類に属する）認知的行為者だとすれば、以上のような芸術作品には、＜美しい＞と同じく、＜醜い＞という客観的な性質が実在している、と言わねばならないだろう。ここに、＜美＞に関する反実在論を理解するカギの一つがある。

「美しい」という認知は、生物体において、基本的には生存と繁殖のための「愛好」の態度に由来しているであろう。もっとも、人類以外の生物体において「美しい」という認知があるかどうかは定かでないが、素朴心理学的な投影を極限まで行う「おとぎ話」では、ごく普通かもしれない。しかし、このような事情によって、「美しさ」の認知の生物的相対性が曖昧になってはならない。というのは、「おとぎ話」のように、実際に複数の生物種が特定の知覚対象に「美しさ」を感受するとしても、それぞれが知覚対象のどの物理的特性を、どのようなモードとレンジの感覚知覚で捉えるかには徹底した多様性がありうるからである。早い話、電磁波のどの波長を使うのか、空気振動のどの帯域を使うのか、磁場や磁力を使うのか、あるいは、いまだ未知の知覚検出方法を使うの

か？ その多様な感覚知覚の様態のすべてを貫いて出現するような「美しさ」の認知などは、存在するはずがない。例えば、コウモリがゴッホの絵の「美しさ」をどう感受しているというのだろうか（たとえ、そのコウモリが超音波のロック音楽のファンだったとしても）。

この論点は、知性をもつエイリアンの場合を考えてみれば、もっとはっきりするだろう。このエイリアンは、われわれ人類と物理描写を共有し、物理的存在や性質に関する個々の物理記述も共有している。つまり、われわれと同じ物理学を持っているわけだ。しかし、彼らが持つ知覚描写はわれわれのものとは大きく異なっており、どのような物理的特性をどのように知覚しているのかは、われわれには不明である。したがって、彼らと物体に関する物理的情報を共有できるとしても、知覚記述を相互に翻訳することはできない。彼らは、われわれと同じ「美しい」という感受を同じ物理対象に対して持つべきなのか？ 持っていないことに、何の恥ずべきことがあるだろうか。彼らの価値描写の中には「美しい」という価値記述はまったく存在しないかもしれないし、人類とはまったく異なる物理対象にその記述が重ね合わされているのかもしれない。あるいは、彼らは価値描写そのものを一切もっていないのかもしれない。それでも、彼らがこの宇宙における優秀な種族であることは十分に可能だろう。この意味で、＜美しさ＞は、まことに生物種相対的なのである。

更にダメ押し。黄金色に輝く（それはそれは見事な？）人糞に取り付いた数匹のハエの幼虫を見て、ある人は卒倒するほどの不浄感に襲われ、金切り声を上げるかもしれないが、このウジ虫たちは幸せそうに、その物体の＜美しさ＞に酔い痴れているかもしれない（うへっ？）。「美しい」という記述の相対性も極まれり。ここで、われわれの耳には、「マクベス」の魔女の言葉が響いてくる。

「きれいは汚い、汚いはきれい」

さて、「美しい」という感受の仕方が生物種に相対的だという可能性は、もちろん、生物種内の個体間での相対性を示唆するだろう。つまり、人間の間でも「美しい」と思う知覚対象は異なりうるだろうし、同じ知覚対象を「美しい」と感ずる人も、そうは感じない人も、あるいは「醜い」と感ずる人さえもいて不思議はないはずだ。ところが、「美しい」に関しては、人々の間で驚くほどの一致が存在するように思われる。それどころか、その一致は、「多数派による権威づけ」を生み出しているように見える。これがこの章で論ずるもう一つのテーマである。

基本的に、＜美＞もまた趣味問題である。であるなら、「美しい」の対象に関して「徒党を組む」必要などないはずであろう。しかし、実際はそうでもない。どころか、趣味問題だからこそその独特の「多数派主義」が大手を振っているように見える。それは、ただ単に趣味において多数の一致を見たにすぎない対象が何か超越的な価値を持っているかのように思い込む幻想・幻覚・妄想のことである。繰り返せば、価値描写は各々の知覚認知主体ごとにもつプライベートなもの（究極的には独我論的なもの）にすぎない。それがたまたま同じタイプの価値描写と価値記述をもつ認知個体が多かろうと、反実在論からすれば、それはそれだけのことにすぎない。せいぜい、多数一致の場合は、認知主体の脳状態が当の趣味判断と態度表明に関して似通った状態にある、ということこそは意味するにすぎない。

しかし、人間においては価値描写において多数派が形成される、という事実は重要である（そうでない知的エイリアン種族も存在しうるであろうが）。なぜと言って、人間

の多数派は、先ほど述べた＜美という超越的なもの＞を掲げて、自分たちと趣味を異にする少数派を差別する権威構造を創り出すからである。

ここで、先に触れたノミナリズムの教訓を頭に入れておこう。それは、人々の間で一致しているのは「美しい」という言語表出であって、それは必ずしもそれを表す人々の間での認知状態の一致を意味しない、という事情である。「美しい」と態度表明する人の認知状態は、絵画の何に「美しさ」を感受しているのか、色彩なのか、形なのか、形象の空間処理なのか、ある種のリズムなのか、千差万別でありうるし、極端な場合は、「ただその作家の作品だからそこに美しさを感じる」というものもあるだろう。つまり、「美しい」において多数派が形成されるには、「美しい」というスローガンの一致があれば十分であって、認知活動にスーパーヴィーンする感覚知覚の一致などは必要ない、ということである。感覚知覚は実在するが、それが捉えるとされる＜美＞は実在しない、どころか、そのスローガンの一致にも感覚知覚体験の一致はないかもしれない、ということである。しかし、この事情はむしろ、それぞれの知覚者の独我論的状况を考えれば、「徒党を組む」という政治的目的にとっては好都合かもしれない。というのも、ここでは、言語表出の一致という「浅い一致」だけで十分だからである。

「この絵の良さが分からないなんて!」、「君の好きな音楽っていうのは品がないね!」、等々。この種の日常会話に含まれる「毒」は、人間社会のあらゆる場面で、少数者に対する軽蔑と嘲りと偏見と敵意を醸成し、順位による位階構造を強固にすることによって、最終的には少数者への弾圧を生み出す。これは人間という生物種特有の認知傾向なのであるだろうか? そうであるなら、社会生活のあらゆる場面で大なり小なり繰り返される「いじめ」は、ある意味で人間の普遍的な「性(さが)」であって、人間がそれから逃れる術はないように思われる。差別される集団内部での終わりなき再差別、そして「いじめ」られる集団内部での果てしなき再「いじめ」(何という哀れな、何という惨めな存在)。しかし、反実在論は、これが認知主体の側で容易に修正可能であって、何も特別な＜本質＞などを示しているのではない、ということを見せてくれる。たまたま脳の認知状態の類似性ゆえに生じた価値描写の類似性それ自体に、特権的なものは何もない(それどころか、たんに多数派内に席を確保するために、スローガンに同調する軽薄な輩も存在するだろう)。どの価値描写も、それ自体として見れば、物理描写に対する勝手な重ね描きである。つまり、「数が多い」ことを理由にみずから権威構造にコミットしない限り、少数派の尊厳と権利は保たれるのだ。

「趣味は趣味にすぎない」という自覚が大事であり、それを維持するには努力がいる。自分が何らかの多数派になったら、その時こそ、権威への誘惑に耐えるべきである。ブラームスの「交響曲1番」を好まない人もいるだろう。また、速水御舟の「翠苔緑芝(すいたいりよくし)」を少しも評価しない人もいるだろう。それに何の不都合があろうか? 正月のお雑煮の一番はこれだ(!)、とホントに多数決で決まったら、わが食文化も味気ないもの極まりなし。

### 3. 道徳

道徳(／倫理)もまた、反実在論の観点から言えば「趣味問題」である。もっとも、同じ趣味問題でも、道徳は「他人を強く巻き込む」点では宗教に類似しているが、「創作のしやすさ」の点では美に似ているかもしれない(新興宗教家の数はたかが知れているが、芸術家を名乗る老若男女は星の数ほどいる)。ともあれ道徳も趣味問題である以上、自分の趣味・好みに従って、快樂主義でも、功利主義でも、義務論でも、徳倫理でも、儒教倫理でも、キリスト教倫理でも、イスラム教倫理でも、何でも提唱すればよい

話だ。しかし、ここでは、それらを逐一吟味することは控えて、私が提唱する道徳を論ずることにしよう。それは、ごく素直な意味での「自由至上主義」である。

自由至上主義は、古典的な自由主義を源流としながら、「行為の自由」を道徳の究極の目標として純粹化させたものである。ここで、すぐさま注意を促したい点は、この自由至上主義は、いわゆる形而上学的なタイプのリバタリアニズム（自由主義）とは無縁だ、ということである。このリバタリアニズムは、人間の行為生成が世界の因果連鎖から独立した特別なものであることを主張し、物理的な因果決定性からの離脱を「行為の自由」の根拠とする。この主張によれば、人間の行為は、行為者の外部に原因を持たないがゆえに「自由」である。あるいは、いわゆる物理世界の出来事因果とはまったく異なったタイプの因果関係である「行為者因果」こそが「行為の自由」を生み出すことができる、と主張する。要するに、人間の行為は出来事因果の連鎖からすれば無原因に生ずるがゆえに「自由」でありながらも、行為者が行為の原因であるがゆえに行為のすべてを行為者が制御できる、というのである。

すでに他の所でも論じたので詳述は避けるが、このようなリバタリアニズムとの対比で言えば、本稿の自由至上主義は、物理世界の「必然的な出来事因果」を全面的に受け入れる。そして、無原因であることを「行為の自由」の根拠とすることを、無い物ねだりの妄想だと主張する。そのような自由概念にしがみつくながら形而上学的自由主義の本旨であろうが、それに対して、われわれの自由至上主義はむしろ政治的な意味での自由主義だと言ってもいいかもしれない。いずれにせよ、自由と決定論の議論は、本稿のテーマではない。それはすでに決着済みである。

もう一つ、ここで再確認すべきことがある。それは、道徳における反実在論によれば、いかなる道徳理論も（幸いなことに）人間による勝手な提案にすぎないということだ。その意味は、道徳理論の目標は科学的真理でもないし、また何かしらの超越論的な真理でもない、ということである。もし、「真なる道徳理論」などというものが目標であったあったなら、われわれは、自分たちの道徳理論の「正しさ」を、自然現象の探究によって立証するか、あるいは超越的な存在からの論理的推論によって立証しなければならないであろう。しかし、そんなことは不可能だ。というのも、道徳は物理的出来事に還元できる自然現象でもないし、道徳の存在を保証する神やアイデアなどという超越的なものも存在しないからである。したがって、道徳もまた、まさにわれわれの「趣味問題」に他ならない。

### (1) 自由至上主義の3つの骨格

まず、自由至上主義の「至上」という意味は、道徳でよく重んぜられる諸価値、例えば「快樂」、「幸福」、「義務」、「公平」、「平等」などの中で、「自由」を最も大事な価値として最優先する、ということである。この「自由」はもちろん行為者個人の「行為の自由」のことであり、それが他の価値と衝突するような場合は、その「他の価値」が何であれ、「行為の自由」を優先する、ということである（極めて俗っぽく言えば、「自由か、しからずんば死を」という価値観）。

自由至上主義における行為の自由は、「自律した大人の行為者」なら文字通りに何であれ自分の欲することをなす権利がある、ということの意味する。これはいわゆる「愚行権」として解されているものであり、自由至上主義の第1骨格はこの「愚行権」だとするのが最も誤解がないであろう。愚行権は、まさに他人や常識から見てどれほど愚かなことであろうと、行為者本人が「よし」とするならば何でもそれを行う権利がある、という主張である。人類最後の一人となったロビンソン・クルーソーが、あの島でどんな馬鹿げたことをやろうと、道徳的に許される。例えばタバコの煙を周囲に撒き散らそ

うと、あるいは、(趣味が悪いと思うが)大麻を大量に吸おうと許される。しかし、この愚行権には決定的な制限がある。それが自由至上主義の第2骨格であり、それを自由主義の伝統に敬意を表して「他者危害の原則」と言ってもいいが、ここではあえて「他者自由を侵害しない原則」と呼ぼう。これは、愚行権を行使できるのは、他者がもつ行為の自由をそれが侵害しない限りのことだ、という根本的な制約を表現している。例えば、タバコを吸って当人が健康を害するのは勝手だが、吐き出されたその煙が隣の人の「タバコの煙を拒否する」という自由を侵害するなら、当人の喫煙行為の自由は、たとえ愚行権に訴えたとしても、そのままでは認められない。愚行権という強力な行為の自由は、他者の行為自由によって制限が課されているのだ。

しかし、その制限は妥当だとしても、そもそもロビンソン・クルーソーとは異なり、ふつうの社会生活を営んでいる人間にとって、他者の自由に関わらずに自分の自由な行為を行えるのだろうか？ 時空的な孤立状態の瞬間的な実現なら考えられなくもないだろうが、行為者の私的・公的なつながり、例えば家族や学校や会社や地域社会、そして国内、果ては国際的な地球的なつながりさえもあるだろう。したがって、「他者自由を侵害しない原則」は、他者の自由との調停をどう考えるのか、という問題をわれわれに突きつける。ここで、われわれの自由至上主義が採用する答えは、「最大多数の最大自由」という第3の骨格である。これは、他者の自由との調整に際して、「他の条件が同じなら、関係者全員の自由が最大になるように行為選択をせよ」という指針である。もちろん、ここで「自由が最大になる」とは「自由に対する制限が最小になる」という意味である。また、この第3骨格を空虚な空文句としないためには、ここで考慮すべき対象者を、「可能的行為者」全員などではなく、「当の行為との因果的つながりを持った関係者」全員と解釈すべきであろう。

しかし、「自由の量」が「快楽」や「効用」などの量の測定・比較ほど難しくない、などと期待する向きはないだろう。後者にまつわるよく知られた困難が示唆するように、自由の量を計算する数式も比較の公式も存在しない。しかし、こここそ、どの状況で、どのタイプの行為の自由を、他のどのタイプの行為の自由より優先させるのか、に関するわれわれの知恵が試される場面である。そして、こここそ、われわれ人類の「自由の流儀」・「自由の作法」が示される場所である。趣味問題に唯一の正解などはない。だからこそ、その都度の提案と、変更と、再提案の道が拓かれる。

今後いろいろな形で再燃すると思われる問題の一つに、人間はどういう動物の肉なら食べてもいいのか、というものがある。もちろん、人類が進化と繁栄を達成する上で支えとなったものの一つは、海の魚貝類と陸の鳥獣類が提供する高い栄養であったであろう。それは、社会集団が人口を維持・増大させるためにも必須であったに違いない。したがって、今さら、どの動物の肉をどう食べようと、人類の長い食の歴史と文化が存在する以上、どこにも何の問題も生じないように見えるだろう。しかし、21世紀を1/4ほど過ぎようかという現在、どの動物の肉は食べてもいいのか(／食べてはいけないのか)、に関してあちこちで問題が生じている。

例えば、私の記憶では、日本でも数十年くらい前までは犬の肉を食べていたと思うが、今では家庭でもレストランでも犬の肉は料理として出てこない。しかし、伝統食の一つとして今でも犬を食べる国は現に存在する(最近、それを禁ずる法律が提案されているようだが)。そこで、日本でも伝統食の復活として、小学校の給食に犬肉料理を出そうという提案がなされたら、どうなるだろうか？ 賛否渦巻く騒動が勃発するだろうが、提案者はいたって真面目である。このとき、法律上の規制は措くとして、関係者たちは、どのような理由でどう発言するだろうか？

「何にせよ伝統を守ることは大事。食の伝統もしかり」  
「犬の肉はこれから安く手に入るようになると聞いた。給食もコストを重んずべき」  
「この犬種の肉は美味い。その味を子どもたちに教えるのは教育の義務だ」  
「牛や豚や鶏の肉を食べているくせに、なぜ犬の肉は食べないのか？」  
「犬を食べるなんて動物愛護の精神に反する。絶対反対！」  
「犬食は野蛮極まりない悪習だ。文明国の日本では許されない」  
「ボクのワンちゃんを食べようというの？ 信じられない。え〜ん (泣)」(小学児童)  
「犬の肉を食べるのは、サルの脳味噌を食べるのと同じくらい気味が悪く、悪趣味だ」  
「犬は賢く、知能も高い。そんな動物は食べてはいけない。猫や馬も同じ」  
「犬の幸せに生きる権利を考えたら食べてはいけないし、イルカやクジラも同じだ」  
「いや、人類は肉食すべてを止めるべき進化段階にある。肉食に固執するなら人造肉！」  
・・・等々。

それぞれの言い分に対して、いくらでも議論の応酬がありそうに見える。重要なのは、関係者全員の行為自由の調停である。どの行為理由(欲求)をどの程度優先させるべきか？ ここには、あらかじめの、普遍的で時代貫通的な正解などは存在しない。

自由至上主義に従えば、各人の「やりたいこと」(行為理由)の中身にはそれ自体として高貴なものも卑賤なものもない。あるのは行為者本人の中での優先順序だけであって、他人ができるのは、本人に対して、ありとあらゆる論拠によって本人の「やりたいこと」の内実と優先順位を変えるように説得することだけである。しかも、この説得を本人が拒否する自由もある。そこでどうするか。繰り返し述べれば、自分と他人が差し替えられる状況は一般的で、誰にも容易に想像できるだろうから、自分と他者、つまり関係者全員の「自由の調停」が必要となる(ここで、他者の立場への反実仮想が極めて重要となってくる)。しかし、「自由の調停」には、解決のためのアルゴリズム(とくに数式や公式)は存在しない。したがって、同じような状況においては、以前の調停案の再吟味、そして修正と再提案、今回の暫定的な解決、というサイクルが繰り返されることになるだろう。道徳の反実在論は、まさにこれを歓迎する。不断の修正だ。

さて、行為者本人の視点からして、他人との調停に際して「譲れない自由」というものはあるのだろうか？ もしも第2骨格「他者自由を侵害しない原則」によって「愚行権」が制限を受けていない状況なら、「譲れない自由」は何の問題もなく、そのまま行為者の最優先の行為自由となるだろう。例えば、先に述べたロビンソン・クルーソーの場合は、愚行権で保証された行為自由を誰に対しても譲る必要はない。しかし、他者の自由の消滅ほどではないとしても、他者の自由を幾分かは侵害する場合、どうしても調停は避けられない。しかし、その際に、行為者本人がこれを持ち出したら、調停は最大限それを優先させるべきであるというような、そういう特別な行為自由はあるだろうか？ 少なくとも2つある、と私には思われる。第1は、「自分の自由を存続させる自由」(いわゆる生存権の類)であり、第2は、「自分の自由を消滅させる自由」(つまり自殺)である。前者はそもそも自由の存在の物理的基盤なので、それが、最大限、他者からも尊重されることに、とくに異論はないだろう(法律上の「正当防衛」の権利はその承認の徴でもあろうか)。問題は、後者の自由であり、私は、これを前者と対(つい)をなすべき、調停上の最優先の自由だと考えている。再び、ロビンソン・クルーソーの状況を考えてみよう。人類最後の一人であるこの行為者が、例の島で自分の自由を消滅させること、すなわち自殺を執行したとして、それは道徳的に許されないことだろうか？ 自由至上主義の道徳からするなら、それは、いかなる道徳的罪でもない。

この2つの自由の制限不可能性を、自由至上主義の3つの骨格、すなわち「愚行権」と「他者自由を侵害しない原則」と「最大多数の最大自由」から論理的に導出することはできないだろうか？ 恐らく、前者の「生存」の自由に関してさえも、3つの骨格から演繹することはできないと思われる（「できる」と思う人は、ぜひ挑戦してみてください）。問題は、他者の自由との調停が必要となる場合、関係者の「最大多数の最大自由」の内実がそう簡単には見通せないことであり、見通せない理由は、われわれがどのようなタイプの道德共同体を選択するか（創造するか）にかかっているからである。極端な話、自由至上主義を採りながら、関係者全員の自由を最大にするために、問題の行為者本人の生存の自由を許さない、というような道德共同体もあるだろう（例えば、その本人が狂信的殺人者くすなわち現在の独裁者たち>として、多くの他者の自由を消滅させているような場合）。

他方、自殺の自由は現在ではどの社会でも尊重されていないが、私としては、調停において「どうしても譲れない自由」として優先されるべきだと考える。これは、自由至上主義の道德共同体に対する私の個人的な提案である。「自分の自由を自分で消滅させる自由」、それは私には、自由の最後の砦のように思われる。誰かがこの自由を行使しようとするとき、それが直ちに他人の自由の消滅を含意する場合は、その最優先性はもちろんキャンセルされざるをえないが、そうでない場合は、関係する他人ができる限りの譲歩をすべきであろう。この「譲歩」の中には、家族や友人たちの嘆き、悲しみ、苦しみがあるだろう。また、その「自由の消滅」に起因する様々な社会的、経済的損失を訴える者もいるだろう。そして、それを諦めるよう多くの説得がなされるに違いない。しかし、それにもかかわらず、本人が「自分の自由の消滅」を望むなら、それは道徳的に許されることとして、関係者との調停を冷静に進めるべきである。というのも、自由至上主義においては、自殺、すなわち「自分の自由を消滅させること」はそれ自体として道徳的に許されるものだからである（注1）（注2）。

## （2）多様な存在者たち

さて、21世紀のこの時点で自由至上主義の道德を提唱する重要な理由を、しかし、できるだけ簡単に述べることにしよう。その理由の第一は、一言でいえば、現在もすでに始まっている「行為者の存在様態の多様性」である。（可能的）行為者は人間に限ったことではないが、まず人間にしても、科学と技術が人間自身に徹底して向かう結果、「治療を超えて」、これまでとは違う能力や性質や形態などを獲得するようになるだろう。遺伝子改変によって自分たちを超える高い知性、優れた身体能力、好ましい容姿などを、子どもたちが持つように両親は望むだろう。その結果、再生医療の進展や人工臓器の開発と相まって、人間は、生物体として可能な限りの不老長寿を手に入れるかもしれない。しかし、それにも満足せずに、人間は、生物体の弱点をすべて拭き去るために自らのサイボーグ化を限りなく進め、最終的には、まったくの機械と化してしまうかもしれない。

そのような人間たちは、もはや既存の概念における「人間」でもないし、「人類」でもないだろう。しかし、それは、新たな道德共同体のメンバーでありうる。私は以前、「<われわれ人間>の本質を創る」と題した発表で、そうした新たなメンバーの前提たる存在者、<われわれ人間>の3つの十分条件を提案したことがある。<われわれ人間>とは、遺伝子改変やサイボーグ化や機械化を経た異形・異才の者たちを含めた、多様な存在者たちのことである。私がそこで十分条件を提示し、必要条件を提示しなかったのは、<われわれ人間>であるための存在様態に関する条件が開かれているからである。



どんな目的、欲求、興味、好み、感情を持っていようと、少なくとも3つの条件のどれか一つを満たささえすれば、その存在者は〈われわれ人間〉である。

道德共同体に属するメンバーの存在様態の多様性は、自律型のロボットを考えてみればはっきりするだろう。先の発表で私は、「最小限の素朴心理学的メカニズム（と一人称的視点）をロボットが持つなら、道德共同体に属するのに十分である」と述べた。したがって、それによって、ロボットは〈われわれ人間〉であるための十分条件も満たしている、と。この条件の内実は、ロボットが真の自律性や、一人称的世界や、自由意志や、意図的行為や、一定の認知能力や、反応的態度などを持つことであるが、この問題群は他の箇所ですんざん論じたので、ここではスキップすることにしよう。むしろここで確認しておきたいことは、ロボットが〈われわれ人間〉に算入されたとしても、それが他のメンバーと同じ目的、欲求、興味、好み、感情を持つとは限らない、という点である。ロボットが最上の人間と同等以上の知力・体力・耐久性・再生可能性などを持っていることを考えれば、その生存条件が旧来の人間のそれと大きく異なっていることが分かるだろう。伝統的な道德（／法システム）の内容を実質的に定めたのは、地球上における人間の自然な生存条件であったが、それからすれば、ロボットを含めたくわれわれ人間〉の道德の内実もまた、変化を免れるわけにはいかないはずである。

その未来の道德（／法システム）において、どのメンバーも「掛け替えのない一人」として数えられることを望むだろう。したがって、異質なメンバー相互がどんな目的、欲求、興味、好み、感情を持っていようと、それらを最大限に尊重するような道德（／法システム）を構築したいなら、その基本原理として自由至上主義を採用する以外にはない、と私には思われる。なぜなら、道德共同体のメンバーの存在様態がどれほど多様であっても、メンバーであることは「行為者である」ことを含意し、なおかつ、どの行為者も自らの行為の自由を求めざるをえないからである。言い換えれば、行為理由が何であれ、その行為を思うがままに実行できる、というのがメンバー全員に共通した最大の関心事であろう。というのも、行為者のあらゆる活動は、自己の存在の消滅さえも含めて、行為の自由に収斂するからである。この意味で、行為の自由こそが、メンバー全員にとっての唯一の調停手段である。

この事情は、さらに、われわれがこの先エイリアンに遭遇し、彼らを含めた道德共同体を新たに構築する段になれば一層鮮明になるだろう。彼らの基礎的な存在条件とそれに根ざした目的、欲求、興味、好み、感情などをわれわれのものと細かく対応させるのは不可能に近いかもしれない。しかし、だからこそ、彼らと一緒に創る道德共同体の基礎的な原理は、「行為の自由」を最大限に尊重する自由至上主義である他はないのだ。

エイリアンたちが、「ロボットの行為者」のような概念からもかなり離れた存在様態を持っていようと、彼らとの道德共同体を創ることができるのは、われわれが彼らを「道徳的行為者」と解釈することができるからである。もっとも、その場合、別の箇所で論じたように、エイリアンたちは恐らく、ロボットの場合と同様に、〈われわれ人間〉であるための十分条件の一つとしての、「素朴心理学の説明対象であると同時に、彼ら自身が素朴心理学の使い手でもある」という条件を満たしているであろう。しかし、ここで、そもそも道德も、行為も、自由も、すべてが素朴心理学の圏内の概念であり、科学にも超越論的真理（？）にも還元できない、程度を許す解釈上の概念だ、ということをおこしておくのは有益である（次章以下の議論のためにも）。行為者であるためには、エイリアンは、自前の欲求と信念に基づき、合理的な意図的行為ができなければならない。また、「道徳的である」ためには、自律した自由な行為を遂行し、その因果的な結果の責任を負うことができなければならない。しかし、そうしたエイリアンが存在することは可能であろう。

道徳は、おとぎ話でも科学でも形而上学でもない独自性を持つが、その存在は、各人の価値描写の中に現れた一つの幻想にすぎない。

-----

注1：

自殺に対する一番のバリアーは、本人の身体的苦痛だと思われる。これは、生物としての進化において、個体自身の損傷や消滅をできるだけ避けるような行動傾向を発揮する遺伝子が、自身と子孫の存続において拡散したからであろう。もちろん、そのためのメカニズムは、個体に感受される「苦痛と死」の回避である。したがって、自殺が苦痛を伴うものであることは、生物進化上、当然のことであろう。

しかし、道徳的行為者としてなす「自殺」、すなわち、「行為自由の自発的消滅行為」に身体的苦痛が伴う必要はない。つまり、理想的な自殺は、苦痛のないものであるべきだろう。この点で、過日、伊藤春樹氏（東北学院大学名誉教授）より、多くの示唆を頂いた。とくに、現在、最も苦痛のない自殺の方法は、何と、古典的な「首つり」だというのである。それは昔からの知恵であって、自殺に使用される縄（ロープ）や油、梁や台なども、準備するのに手間はかからないそうである（よい子はもちろん、大人も決して興味本位で真似しないように）。

伊藤氏の説明（私信：2024.1.7）によれば、「自殺が道徳的に悪であるという思想は、もっぱらキリスト教が振りまいたドグマ」であって、「ストアではむしろ人間の勇気ある行為の典型として称賛されていた」そうである。面白いのは、自殺が悪とされた理由の一つは「主人の所有物が勝手に自らを毀損することは、主人の所有権の侵害に当たるから」という論点で、これがキリスト教の、「神の所有物である人間が、神の許可も得ずに勝手に消滅することは神意に反する」という公式見解の底にもあるという。しかし、さらに伊藤氏によれば、「自殺には神の救いを全く信じていない流信という面が濃厚にありますから、これを嗅ぎつけてキリスト教会が自殺を極度に嫌った」というのが、実は「ドグマ」拡散の真相のようである。

注2：

では、自分の自由を他人の所有物とする約束、つまり誰かの「奴隷」となる約束を結ぶ自由はあるのだろうか？ しかも無期限の奴隷として。極めて単純化した状況下で、それが唯一の関係者、すなわち契約の相手側の行為自由を少しも侵害していないなら、もちろん、それは道徳的に許される。私の個人的観点からしてこれは「恥ずべき最低の愚劣な行為」であるが、この状況では、愚行権の行使として認められるだろう。

しかし、この本人が暫くして心変わりをし、この約束を破棄したいと申し出たら、どうなるのか？ この申し出が本人の普通の脳活動に由来するものなら（つまり奴隷状態の間に、行為の自律性を損なうような干渉を脳が受けていないなら）、その行為自由は、最大限、尊重されるべきである。愚行権が保証されているなら、行為者は、いついかなる時でも、自分の好きなように行為することが許されるのだから。

しかし、このシンプルな状況でも、この約束の破棄は、約束の相手側（主人）の行為自由を侵害する可能性はある。「奴隷がいなくなって、やりたいことが幾つかできなくなった」、と嘯く（うそぶく）「嫌な奴」を想像することができる。したがって、最大多数の最大自由を実現するという行為指針によれば、2人の自由の最大量は奴隷状態の継

続によってこそ実現される、と奴隸制時代の人なら主張するかもしれない。しかし、その根拠は数式のような客観的なものではない。だからこそ、奴隸がもつ極小の自由と主人の幾ばくかの自由の拡大とを詳細に比較吟味するまでもなく、われわれは、現代の「自由の流儀」・「自由の作法」の実現として、奴隸状態の破棄を全面的に優先すべき、と主張することができるのだ。